

海外療養費の払い戻し手続きについて

海外出張や旅行など海外渡航中に急な病気やけがなどで病院にかかった場合の医療費は、申請により海外療養費として払い戻すことができます。

1 海外療養費の申請手続きについて

- (1) 海外の病院でかかった医療費の全額を一旦支払い、医師などから治療内容や医療費の金額などの証明をもらいます。
- (2) 帰国後に、お住まいの区の区役所保険年金課窓口で、海外療養費の申請をします。
- (3) 申請手続後、申請内容の審査を経て、3～4か月程度で海外療養費として払い戻しされます。
※書類及び内容に不備などがある場合は、支払いが遅くなりますのでご了承ください。

2 申請に当たっての留意事項

(1) 海外療養費の対象とならない診療などについて

(ア) 治療目的で渡航した場合

海外渡航中における急な病気や怪我を対象としているため、治療目的の渡航などによる診療費用は対象となりません。

[例] 心臓や肺などの臓器移植

(イ) 日本国内では健康保険が適用とされていない診療など

日本国内では健康保険が適用とされていない医療や投薬、治療用装具、施術にかかった費用は、対象となりません。

[例] 人工受精などの不妊治療、性転換手術

また、救急車の使用料など、健康保険が適用とならないものについても対象外です。

(2) 払い戻しされる海外療養費の額について

海外療養費は、日本国内で健康保険が適用となる診療の範囲内での払い戻しとなり、日本国内で定められた治療の単価（保険診療料金）が適用されます。

日本国内の保険診療料金を標準とした額（ただし、実医療費が、標準とした額より低いときはその実医療費）から、一部負担金相当額を差し引いた額を払い戻します。

なお、実医療費の日本円への換算は、海外療養費の支給決定日の為替レートで換算します。

(3) 申請できる期間について

海外療養費は、診療費を支払った翌日から起算して2年以内に行わないと、時効によって給付金を受ける権利が消滅しますのでご注意ください。

3 海外療養費の申請に必要な書類などについて

- (1) 届出者本人と確認できるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）
- (2) 世帯主及び療養を受けた方の個人番号がわかるもの（マイナンバーカードなど）
- (3) 国保・後期高齢者医療の保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）

裏面につづく

(4) 医師などが発行した診療内容明細書・領収明細書

- ・様式は、区役所保険年金課窓口にあります。札幌市のホームページからもダウンロードできます。
- ・同内容が漏れなく記載されていれば、別様式でも申請は可能です。
- ・診療内容明細書・領収明細書は個人ごと、医療機関・薬局ごと、入院・外来ごと、診療月ごとに必要です。

[例] 本人：A病院（入院）4/15～5/21 受診 子：B病院（外来）5/12 受診

本人：A病院（外来）5/25 受診

本人：B病院（外来）5/29 受診

この場合は、

本人～A病院の4月入院分・5月入院分・5月外来分、B病院の5月外来分についてそれぞれ診療内容明細書と領収明細書が1枚ずつ

（合計診療内容明細書4枚と領収明細書4枚）

子～B病院の5月外来分の診療内容明細書と領収明細書

が必要です。

(5) (4)の診療内容明細書と領収明細書の日本語翻訳文

- ・各明細書が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文が必要です（翻訳者の住所・氏名を明記）。なお、札幌市国民健康保険にて翻訳業務及び翻訳者のあっせんは行っておりません。翻訳にかかる費用は、自己負担となります。
- ・翻訳内容に不明な点などがあると、保険診療料金の算定に影響しますのでご注意ください。
- ・翻訳の不足により日本国内の保険診療料金を標準とした額が算定できない場合は、海外療養費の支給ができませんのでご注意ください。

(6) 療養を受けた方のパスポートなど出入国日のわかるもの

不正請求対策のため、出入国記録の確認を行っています。出国日と入国日がわかるものとして、原本をご提示ください（写しをいただきますのでご了承ください）。パスポートに出入国の証印（スタンプ）がない場合は、旅行の日程表や搭乗券（半券）など、出国日と入国日のわかるものを提示してください。

(7) 調査にかかわる同意書

申請内容について、現地の医療機関などに確認する場合がありますので、療養を受けた方の同意書をご記入のうえご提出ください。

(8) 世帯主（後期高齢者医療は療養を受けた方）の預金口座番号のわかるもの

▶各区役所保険年金課の問合せ先

中央区（給付係）	☎ 011 (205) 3341
北 区（給付係）	☎ 011 (757) 2491
東 区（給付係）	☎ 011 (741) 2529
白石区（給付係）	☎ 011 (861) 2491
厚別区（保険係）	☎ 011 (895) 2594
豊平区（給付係）	☎ 011 (822) 2505
清田区（保険係）	☎ 011 (889) 2061
南 区（給付係）	☎ 011 (582) 4770
西 区（給付係）	☎ 011 (641) 6973
手稲区（保険係）	☎ 011 (681) 2568